平成２１年（フ）第６１２号
青森市矢作２丁目７番２号　メゾンプリオール101号
債務者　江戸久美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
熊本県荒尾市樺2313番地15
債務者　友松　親治
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６１号
長崎県松浦市今福町北免528番地
債務者　福浦　隆二
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３３１号
神奈川県茅ヶ崎市高田５丁目４番30号　サンライズ高田Ａ101
債務者　大鷲　富雄
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７４５号
横浜市中区本郷町３丁目188番地２　ピュアウインド本牧202号室
債務者　吉田　雅哉（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２２号
神奈川県大和市上草柳170番地２　グリーンヒルズマンションＡ―206号
債務者　中川由美子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２５号
横浜市旭区東希望が丘33番地の36
債務者　渡邉　泰太
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２６号
横浜市旭区東希望が丘33番地の36
債務者　渡邉　留美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８２号
神奈川県高座郡寒川町倉見2211番地３　カームレジデンス102
債務者　藤澤　正人
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９８３号
神奈川県高座郡寒川町倉見2211番地３　カームレジデンス102
債務者　藤澤　能美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０３７号
横浜市南区永田みなみ台２番９―301号
債務者　常泉　憲治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０４４号
横浜市港南区大久保１丁目20番51号　ヒューズ上大岡202
債務者　福島　芳夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５０号
横浜市西区中央２丁目８番４号、住民票上の住所横浜市西区久保町27番23号　ピア塩原Ⅱ―206号
債務者　加藤　貴久
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６３号
横浜市旭区上白根２丁目３番12号
債務者　子安　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７０号
横浜市青葉区荏田町1307番地　エクセル江田301
債務者　佐藤　房慰
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１０４号
神奈川県藤沢市円行1776番地の９Ｂハイツ矢部202
債務者　崎原　盛秀
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部